

第3節

都市環境

快適で住み良く自慢できるまちづくり

3-1 交通体系

3-2 環境衛生

3-3 住宅

3-4 上水道・下水道

3-5 バリアフリー

3-6 環境保全

快適で住み良く
自慢できるまちづくり

交通体系

目指す姿

安全安心で潤いのある 住みよいまち

安全で快適に移動できる道路環境・道路網が整備されるとともに、公共交通や循環バスが充実し、生活利便性の向上が図られた魅力と賑わいのあるまちを目指します。

3-1



総合戦略



現況と課題

- 現在、王寺駅と五位堂駅を結ぶ民間バスが町内を運行しており、町民の移動手段として利用されています。また、高齢者や障がい者等の交通弱者の移動手段として町内の主要施設を巡回するコミュニティバスを運行しており、これまでに乗客ニーズにあわせ、増便や運行時間延長などに取り組んできました。
- 鉄道駅がない上牧町においては町民の公共交通に対する課題意識が依然として高く、今後も継続的に公共交通の利便性向上に努めるとともに、利用促進に取り組む必要があります。
- 人口減少の進展、運転手不足の深刻化により、将来的に民間事業者による輸送サービスの維持が困難になることが予想されています。また、高齢化の進展や高齢者による運転免許証の自主返納も進みつつあることから、自家用車による移動手段の重要性が増しており、地域が一体になって持続可能な旅客運送サービスを確保することが不可欠になっています。
- 近年の健康志向や高齢者による運転免許証の自主返納の促進など、自転車の利用ニーズが高まりを見せています。今後は、町内の生活道路を安全に利用できるようにするために、自転車優先道路の整備等に向けて取り組む必要があります。
- 自転車優先道路の整備にあたっては、ルートの設定、利便性の確保、整備・メンテナンスに係る費用、他市町村との連結など、課題も多く、効果的かつ効率的に取り組むための検討・調整が必要です。
- 上牧町の道路施設は老朽化が進行している中、自治会からも修繕要望があがっており、毎年度改修・修繕を行い対応している状況です。そのため、施設の維持管理・修繕を計画的に実施するとともに、渋滞緩和に取り組むなど、安全、快適に移動できる道路空間をいかに形成していくかが重要な課題となっています。
- 近年、災害への関心が高まっており、緊急時の避難・救助路となる幹線道路の整備など、災害時におけるライフラインの確保が求められています。



コミュニティバス「ベガサス号」

関係する町の条例・計画等

路面性状調査*1計画<2014年(平成26年)3月>

施策の展開方向

① 幹線道路の整備

担当 建設環境課 / まちづくり推進課

- 日常生活において、安全かつ快適で円滑に移動できる環境を提供するとともに、災害時におけるライフラインを確保するため、幹線道路の整備を推進します。
- 幹線道路の渋滞緩和に取り組みます。

② 公共交通の利便性向上

担当 まちづくり推進課 / 総務課

- 地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行を継続するとともに、コミュニティバスをより身近で、より便利なサービスとして認知していただくため、利用促進に取り組みます。
- 町民や利用者、交通事業者、行政関係者など関係する主体により地域課題に対する検討を行い、民間バスとの接続の円滑化など、よりよい地域公共交通の実現に向けて取り組みます。

③ 生活道路の整備

担当 建設環境課

- 生活道路の舗装維持工事の整備を推進します。
- 町内各生活道路の維持・管理に努めるとともに、要改修箇所の整備に努めます。
- 自転車の通行空間における安全面の確保に向けて、自転車優先道路の整備等に向けた検討を行います。

④ 交通環境の改善

担当 建設環境課

- 通過交通の多い道路については、歩道の設置に向けた検討または設置の要請を行います。
- 狭あい箇所や見通しの悪いカーブ、交差点等の改良を進めるとともに、道路の維持管理に努めます。
- 違法駐車や放置自転車の取り締まりと啓発を進めます。
- 植樹帯や街路樹、フラワーポットを設置するなど、快適で心地よい道づくりを進めます。

想定される取組

- ライフラインの確保に係る道路橋梁の整備
- 都市計画道路の整備

● 上牧町地域公共交通会議の開催

▶ 自戦略②

● コミュニティバスの利用促進

▶ 自戦略②

● 計画的な道路修繕の実施

● 自転車優先道路の整備等に向けた調査・研究

● 町内の危険箇所へ交通安全設備の設置

● 道路空間の環境改善

成果指標

項目	KPI			総合戦略 KPI
	基準値 (R2)		目標値 (R8)	
上牧町地域公共交通会議開催数(年間)	0回	↗	2回	2-2-①
橋梁補修・耐震工事	73.0%	↗	100%	
交差点交通安全対策(バリカー ^{※2} 設置)	—	↗	100%	

※その他の成果指標はP.100参照

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民、地域団体、民間事業者は、道路交通マナーを守ります。
- 町民、地域団体、民間事業者は、清掃や除草など、道路の管理活動に協力するとともに、路上駐車・駐輪やごみのポイ捨てなどを行わず、適正に道路を使用します。
- 町民は、身近に日常の移動手段に困っている人がいる場合、コミュニティバスを紹介します。

用語解説

- ※1 「路面性状調査」 舗装のひび割れ・わだち掘れ・平坦性及びパッチング箇所数を調査し、そのデータをもとに道路の現状を把握する調査のことです。
- ※2 「バリカー」 自動車の進入・衝突防止や通行制限、自転車やバイクの入場制限、歩行者の通路制限や安全確保のために使用される設備のことです。

快適で住み良く
自慢できるまちづくり

環境衛生

目指す姿

資源が循環し 快適に暮らせるまち

ごみの再利用等の適正な処理や施設の効率的な運営が進むことにより、ごみの量が減り、資源が循環する快適に暮らせるまちを目指します。

3-2

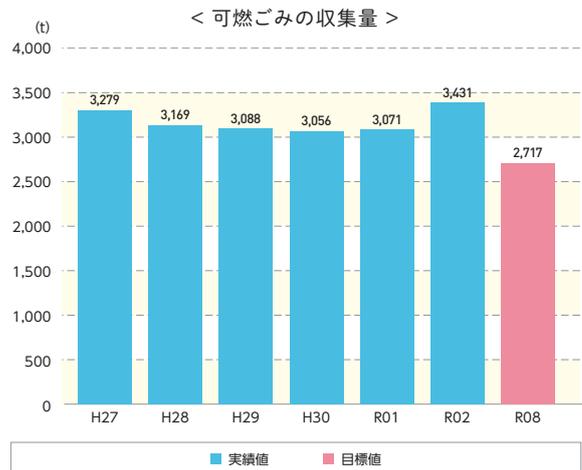


総合戦略



現況と課題

- 上牧町では、ごみ減量化に伴う資源物の分別を実施して約25年が経過し、町民一人ひとりがごみを出さない生活が定着しつつあります。今後も環境衛生を推進するためには、町民一人ひとりが自覚を持ち実践することが大切であることから、行動へ導くための情報発信及び支援が必要です。
- 1971年(昭和46年)に稼働を開始した塵芥焼却場については、老朽化が著しく、適正な焼却処理が困難になったため、2021年(令和3年)に解体しました。現在は、県内10市町村(大和高田市・天理市・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・上牧町・広陵町・河合町・山添村)で構成された「山辺・県北西部広域環境衛生組合」のごみ処理施設(2025年(令和7年)完成予定)の共同利用に向けて、ごみ中継施設(可燃ごみ・不燃ごみ等)を整備・稼働します。また、新しいごみ処理施設が稼働するまでの運搬・処理については、民間委託により、環境に配慮した適切なごみ処理を行っています。
- ごみ収集体制についても、高齢化の進展などによる住民ニーズへの対応が求められており、今後、収集サービスのあり方について検討する必要があります。
- 2006年度(平成18年度)から近隣3町(上牧町・王寺町・河合町)が「静香苑環境施設組合」を組成し、広域の葬斎場である「静香苑」を運営しています。限られた財政状況の中で今後も長く利用し続けるためには、施設の計画的な維持管理や効率のよい運営体制の見直しが必要です。
- 1978年(昭和53年)から町営墓地の運営を行っています。今後も良好な墓地環境を維持するため、少子高齢化の進展や家意識の希薄化などの社会情勢の変化を踏まえ、将来の需給を想定した適切な管理運営が求められます。



※2020年度(令和2年度)のみプラスチック製品の可燃ごみが含まれている

関係する町の条例・計画等

- 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
<2018年(平成30年)3月>
- 上牧町災害廃棄物処理計画
<2018年(平成30年)11月>
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
<2016年(平成28年)12月>

施策の展開方向

① ごみの減量化・資源の再利用

担当 ▶ 建設環境課

- 3R[「リデュース(ごみになるものを減らす)」「リユース(繰り返し使う)」「リサイクル(資源として再び使う)』を積極的に呼びかけ、適正な分別により家庭から排出されるごみを減らすように努めます。
- 資源化やリサイクルに関するイベントの実施を通じて住民の意識向上を図るとともに、民間事業者と連携しながら、循環型社会の実現に向けて取り組みます。
- 生ごみの有機肥料化への取組に対して積極的な支援を行います。

② ごみ収集体制の構築・充実

担当 ▶ 建設環境課

- 再資源化への取組を強化するうえで、2025年(令和7年)からはじまる広域ごみ処理施設の稼働にあわせて、適応なごみの分別収集を推進します。
- 広報などを通じて、ごみの分別収集の徹底を図ります。

③ 斎場・墓地の運営及び維持管理の充実

担当 ▶ まちづくり推進課 / 建設環境課

- 静香苑及び町営墓地の適切な維持管理に取り組みます。
- 静香苑の利用者ニーズに応じた利用方法等の見直しを行い、より充実したサービスの提供に努めます。

想定される取組

- ごみの分別・減量化の推進
- 資源物分別の啓発
- ごみの分別・減量化に向けた情報の発信

- 広域ごみ処理施設の運営
- ごみ収集サービスの見直し・検討

- 町営墓地の維持管理の充実
- 静香苑の利用者ニーズに応じた管理運営体制の充実

成果指標

項目	KPI		総合戦略 KPI
	基準値 (R2)	目標値 (R8)	
可燃ごみの収集量(年間)	3,431 t	2,717 t	
再生資源集団回収量(年間)	719 t	941 t	
資源ごみの収集量(年間)	193 t	198 t	

協働アクション (町民・民間事業者・ 地域団体の取組)

- 町民は、日常生活の中で資源の再利用やごみの分別・減量化に努めます。
- 民間事業者は、食品ロスの削減や食品リサイクルの取組に努めます。



ごみの分け方・出し方に関する冊子の配布



2020年度(令和2年度)に冊子を一新し、全戸配布しました。現在は、転入時に建設環境課で配布しています。毎年3月に「ごみカレンダー」を配布し、適応なごみの分別に取り組んでいます。

ごみと資源を適切に分別することで、資源は再利用され、その結果ごみは減っていきます。また分別されたごみは、焼却効率もよくなり、焼却炉の寿命にもつながります。ごみを出している私たちひとりの手で、正しくごみを分別し、ごみを減らしましょう。

都市環境

快適で住み良く
自慢できるまちづくり

住 宅

目指す姿

町民が安心して 住み続けられるまち

高齢者と若者が共生し、お互いが助け合い一人ひとりが自立した生活を過ごせ、町内の既存住宅を有効活用でき、町民が安心して住み続けられるまちを目指します。

3-3



総合戦略



現況と課題

- 上牧町は西名阪自動車道の香芝ICが近接するなど自動車交通の利便性にも恵まれ、昭和40年代からはUR団地をはじめ西大和ニュータウンの開発が始まり、大阪のベッドタウンとして発展してきました。近年では大規模商業施設の進出やささゆり台等で新しい住宅地も開発されています。
- 高齢化の進行や家族構成の変化、ライフスタイルの多様化などに伴い町民の住宅に対するニーズは変化してきています。これに伴い、適切な土地利用を誘導するとともに、住宅の質の向上や地域での見守り体制の構築など、安全安心に暮らせる環境整備が必要です。
- 老朽化が進行する町営住宅についても、居住者に対して「住まいのしおり(入居の手続き、修繕区分)」を作成・配布し、それに基づいた適正な維持管理を推進しており、耐用年限経過住宅については用途廃止などに取り組んでいます。今後は「上牧町営住宅長寿命化計画」に基づくストックマネジメント^{*1}を推進する必要があります。
- 近年、人口減少に伴う空き家の増加が、防災・衛生・景観の面で住環境の悪化につながることで全国的な社会問題になっています。上牧町における2018年度(平成30年度)時点の空き家率は11.0%と県の空き家率(14.1%)を下回っているものの、増加傾向にあり、今後、適正な管理を促進するとともに空き家を有効活用するなど、空き家対策が必要です。

関係する町の条例・計画等

上牧町耐震改修促進計画
<2021年(令和3年)3月>

上牧町空き家等対策計画
<2022年(令和4年)3月>

上牧町公共施設等総合管理計画
<2022年(令和4年)3月>

上牧町営住宅長寿命化計画
<2021年(令和3年)3月>

上牧町都市計画マスタープラン
<2009年(平成21年)4月>

施策の展開方向

① 良好な住環境の確保

担当 ▶ まちづくり推進課 / 企画財政課

- 快適な住環境の整備を図るため、県及び町の開発指導要綱に基づいた適切な土地利用を推進します。
- 安全で安心できる住環境の整備を推進するため、一般住宅の耐震化普及啓発や耐震補助などを行います。
- 人口減少に伴い増加傾向にある空き家の流通促進や地域資源として利活用に取り組むことで、地域課題の解決や移住・定住促進につなげます。
- 入居者の減少や高齢化が進展しているUR団地及び周辺地区の魅力向上と活性化を図るため、今後のまちづくりについて、関係者と協議を行います。

② 町営住宅等の適正な管理運営

担当 ▶ まちづくり推進課

- ライフサイクルコスト^{※2}の縮減を目指し、「上牧町営住宅長寿命化計画」に基づく予防的保全管理、長寿命化に資する改善を実施します。
- 町営住宅の状況や将来に対する見通しを踏まえ、町営住宅等の適切な管理運営に努めます。

想定される取組

- 既存木造住宅の耐震化促進
- 空き家利活用の推進 ▶ [戦略②](#)
- UR都市機構等関係者との協議 ▶ [戦略②](#)
- 町営住宅等の適切な修繕・改善
- 社会的特性を考慮したストックマネジメントの推進

成果指標

項目	KPI			総合戦略 KPI
	基準値 (R2)		目標値 (R8)	
空き家・空き地バンク登録件数(累計)	4件	↗	15件	2-1-①
既存木造住宅耐震改修補助件数(年間)	0件	↗	2件	
町営住宅管理戸数	422戸	↘	380戸	

※その他の成果指標はP.100参照

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 民間事業者は、住まいや住環境について、近隣住民や行政等と定期的な情報交換に努めます。
- 町民は、空き家所有者は空き家バンクの登録などを通じて、適正管理に努めます。



ほほ笑みサロン片岡



上牧町の町並み(ささゆり台地区)

用語解説

※1 「ストックマネジメント」 既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法を指します。

※2 「ライフサイクルコスト」 建築物の計画・設計・施工から、その建築物の維持管理、最終的な解体・除却までに要する費用の総額を指します。

快適で住み良く
自慢できるまちづくり

上水道・下水道

目指す姿

おいしい水と
安定したインフラ設備が
整ったまち

効率的・計画的に維持管理された施設・管路からは安全でおいしい水が安定供給されるとともに、下水道の整備により衛生的な生活や水環境の保全、雨水対策・災害時の安全対策が進んだ清潔で快適なくらしができるまちを目指します。

3-4



総合戦略



現況と課題

- 上牧町の上水道の配水施設については、年数の経過とともに老朽化や経年劣化が懸念されているところであり、今後予想される施設更新費用の負担も非常に大きく、町単独で対応することが難しくなることから、現在、2025年度(令和7年度)を目標に、県域水道一体化^{*1}の実施に向けた準備が進められています。これにより、水道料金の統一化が図られますが、今後の課題として、一体化までに施設及び管路の耐震化更新計画を策定し、計画に基づき耐震化更新を実施していく必要があります。
- 使用者の節水意識が定着してきたことや、人口減少により水道使用量は減少傾向にあることから、収支バランスの取れた運営を心がける必要があります。
- 下水道に関しては面整備工事を計画的に実施し、下水道普及率は95.71%(2021年(令和3年)3月末現在)となっています。また、下水道事業公営企業会計^{*2}の適用により財政状況及び経営状況等を明確化し、経営の健全化に取り組んでいきます。
- 全国的に下水管路施設の老朽化が問題視されています。西大和地区の下水道管渠についても敷設後40年以上経過している管渠も多いことから、下水道管渠の老朽化対策として、国の支援制度を活用して「下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。今後も計画に基づき、老朽管渠の改築更新に取り組んでいく必要があります。

関係する町の条例・計画等

上牧町公共下水道事業計画
<1997年(平成9年)3月>

上牧町地域水道ビジョン
<2013年(平成25年)2月>

上牧町公共施設等総合管理計画
<2022年(令和4年)3月>

上牧町水道事業経営戦略
<2019年(平成31年)3月>

上牧町下水道ストックマネジメント計画
<2019年(平成31年)3月>

上牧町下水道事業経営戦略
<2019年(令和元年)6月>

施策の展開方向

① 安定した給水体制の構築

担当 ▶ 上下水道課

- 安定した供給が行えるよう、施設の更新、耐震化、拡張等を計画的に推進します。
- 老朽化した施設については、維持管理体制を強化し、漏水防止などに努めます。
- 水道事業の適正な運営に努めるとともに、県域水道一体化の実現に向けた県及び関係市町村との調整を行い、持続可能な水道水の安定供給や水道料金の統一化を図ります。

② 下水道の普及

担当 ▶ 上下水道課

- 現在実施している上牧町流域関連公共下水道整備については、未整備地区の整備を進め、早期完了を目指します。
- 下水道事業の健全経営に努めます。

想定される取組

- 県域水道一体化に向けての県及び関係市町村との調整
- 計画的な維持管理と更新

- 下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽管渠の改築更新
- 下水道事業公営企業会計の適用

成果指標

項目	KPI			総合戦略 KPI
	基準値 (R2)		目標値 (R8)	
公共下水道普及率	95.71%	↗	97.50%	
有収率 ^{※3}	93.95%	↗	94.30%	

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民は、水の大切さを理解し、日常生活の中で節水を心がけます。
- 町民、民間事業者は、油や洗剤を下水道に流さないなど、下水道管の劣化抑止や処理負担の軽減につながる工夫を行います。



配水ポンプ



配水ポンプ現場盤

用語解説

- ※1 「県域水道一体化」 市町村水道の経営基盤を強化するため、県営水道と県内の28水道事業体を1つの企業団にまとめるもので、将来的に浄水場を集約し、料金統一するとされています。
- ※2 「下水道事業公営企業会計」
下水道事業において、経営成績や財政状況を正確に把握するため、地方公営企業として経営するとともに、公営企業会計を適用することによって、民間企業と同じように、一年間の経営成績を示す損益計算書や財産の構成などを示す貸借対照表などの財務諸表を作成するものです。
- ※3 「有収率」 給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。

快適で住み良く
自慢できるまちづくり

バリアフリー

目指す姿

安全で快適な
公共空間が
充実するまち

誰もが安心して快適に移動できる歩行空間が整備され、また、公共施設においても高齢者や子育て世帯が安心して利用できるなど、安全で快適な公共空間が充実するまちを目指します。

3-5



総合戦略



現況と課題

- 街中における移動などの円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた「面的・一体的なバリアフリー化」が必要です。
- 2016年(平成28年)4月に施行された「障害者差別解消法」では、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことや配慮を行うための環境整備として、バリアフリー化の実施に努めることとされています。さらなるバリアフリー化の進展や幅広い関係者による心のバリアフリー実現に向けた働きかけを行うことが必要です。
- 上牧町においては、一部道路においてバリアフリー整備を実施していますが、未対応の道路もあるため、今後も利用頻度の多い場所や危険度の高い場所から順次整備する必要があります。
- 上牧町のバリアフリー化に向けた指針となる「上牧町バリアフリー基本構想」を2018年(平成30年)に策定し、事業の円滑な推進を図るため、現在、「上牧町バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、特定事業計画書の策定等に取り組んでいます。
- 交通安全施設の適切な維持管理と並行して、交通安全対策や歩道のバリアフリー整備の推進など、誰もが安心して通行できる交通環境の整備が必要です。
- 公共施設においても、様々な利用者を想定し、誰もが利用できる安全で快適な公共空間づくりに努める必要があります。
- 障がいのある人にとって日常生活または生活を営むうえで障壁となるような社会における物事、制度、観念その他一切の社会的障壁の解消が求められます。

窓口サービス向上のための取組



上牧町では、上牧町役場関係職員によって構成された「上牧町バリアフリー基本構想庁内検討委員会」にて意見を出し合い、上牧町職員向けの「窓口サービスにおける配慮マニュアル」を作成しました。障がいの有無や種類に関わらず、行政職員として困っていきそうな状況が見受けられたら速やかに適切な対応をするよう、窓口サービスの向上に取り組んでいます。

関係する町の条例・計画等

- 上牧町移動円滑化のための必要な町道の構造に関する基準を定める条例
<2013年(平成25年)4月>
- 上牧町バリアフリー基本構想
<2018年(平成30年)3月>

施策の展開方向

① 面的・一体的なバリアフリー整備の推進

担当 建設環境課

- 障がい者はもとより子どもや高齢者などすべての人が安心して歩ける道路等のバリアフリー整備を進めます。

② 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進

担当 福祉課

- 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律である「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に従った整備、調整等に努めます。
- 地域で障がいのない人も平等に共生することができるよう、きめ細やかな支援を実施します。
- 障がいのある人や高齢者、妊婦等が毎日の生活の中で暮らしにくくしているもの、困っていること(社会的障壁)を取り除くために、費用や労力等の負担がかかりすぎない範囲でできる支援について啓発を行います。

想定される取組

- 主要道路のバリアフリー整備
- 道路等と一体的な公共施設のバリアフリー化の推進
- 心のバリアフリー意識の醸成
- 合理的配慮の推進・啓発

成果指標

項目	KPI			総合戦略 KPI
	基準値 (R2)		目標値 (R8)	
歩道のバリアフリー整備状況	500m	↗	1,140m	
手話養成講座受講者数(年間)	6人	↗	10人	
ヘルプマーク配布数(累計)	114人	↗	300人	

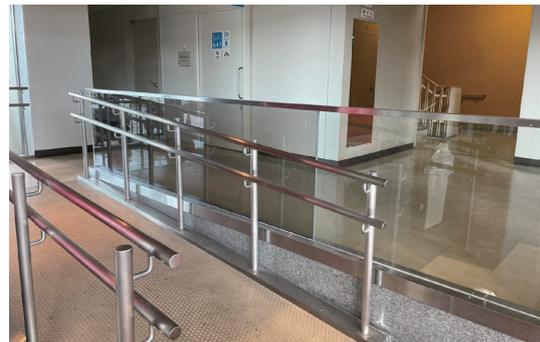
協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民は、バリアフリーに対する知識を深めるとともに、バリアフリー施設や一人ひとりの「心のバリアフリー」の重要性を認識するなど、意識や行動でバリアをなくすように努めます。
- 民間事業者は、行政と一体となって既存施設等のバリアフリー化に努めます。



手話養成講座



上牧町役場1階ロビーのスロープ

快適で住み良く
自慢できるまちづくり

環境保全

目指す姿

身近な生活環境を守り 未来につながるまち

河川や空気等の身近な環境が
きれいに保たれるとともに良好な
住環境が守られた快適で健やかに
暮らせるまちを目指します。

3-6



総合戦略



現況と課題

- 上牧町においては、河川のごみや濁りを確認する環境パトロールを定期的実施するとともに、関係担当課と啓発活動を実施しています。
- 上牧町は大和川水環境協議会の構成自治体として啓発活動やイベントにも参加しており、町内を縦断する滝川では2008年(平成20年)以降継続して水質ワースト1を脱却し、環境基準レベルの水質を維持しています。
- 急傾斜指定区域及び土砂災害警戒区域では定期的なパトロールを実施し、里山の保全を図っています。
- 定期的に環境パトロールを行うことにより、野焼き行為及び水質汚染並びに騒音公害等の実情を把握し、未然防止対策に努めるとともに、環境汚染に対する適切な対策を実施しています。
- 上牧町は大阪都心部のベッドタウンとしての発展に伴い、道路、公園、下水道等の基盤整備を推進し、良好な住宅地の形成に努めてきました。近年では大規模商業施設の建設やささゆり台などで新しい住宅地も開発されています。その一方で、農地や里山、滝川等の自然環境及び歴史資産の保全と活用などが新たな課題となっており、現在、「かんまき笹ゆり回廊」の整備に向けて取組を進めています。
- 高齢化が進み、自己管理ができなくなった空き地及び空き家の草刈りなどが今後の重要な課題になると予想されます。関係課と協議を重ねるとともに、環境保全については他事業と連携して推進していく必要があります。
- 自然環境と住環境が共存する本町においては、快適で美しいまちづくりに向け、里山整備活動や環境美化を町民と行政協働で進める体制づくりを構築する必要があります。
- 2019年(平成31年)3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立したことにより、「森林環境税」(2024年度(令和6年度)から課税)と「森林環境譲与税」(2019年度(令和元年度)から譲与)が創設され、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進することが求められています。



滝川遊歩道

関係する町の条例・計画等

- 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画<2018年(平成30年)3月>
- 上牧町住宅地等開発事業に関する指導要綱<2004年(平成16年)4月>
- 上牧町都市計画マスタープラン<2009年(平成21年)4月>
- 社会資本総合整備計画・滝川水辺周辺地区都市再生整備計画<2018年(平成30年)3月>

施策の展開方向

① 町民・団体・行政による自然管理

担当 ▶ まちづくり推進課

- 身近な緑を大切にするため、地域ぐるみの緑化運動や美化活動、里山保全活動を促進し、積極的な支援を行います。

② 里山の保全

担当 ▶ まちづくり推進課 / 建設環境課

- 山林への不法投棄については、パトロールを実施するなど監視体制を強化します。
- 無秩序な開発行為に対する指導・規制を強化します。
- 山林の治山・治水・水源かん養^{※1}等の公益機能を高めるための管理・保全体制を強化します。

③ 環境汚染の防止

担当 ▶ 建設環境課 / 上下水道課

- 町域のパトロールを実施し、環境汚染の未然防止と的確な実情把握に努めます。
- 河川への生活排水の流入を防止するため、公共下水道の整備を進め多様な生物が息する環境づくりを図ります。
- 河川の汚染を進める洗剤や薬品、油等の廃棄防止について、各家庭や各事業所への啓発を進めます。

④ 景観緑化

担当 ▶ まちづくり推進課

- かんまき笹ゆり回廊の整備を推進し、やすらぎと憩いのある緑地空間を整備するなど、良好な景観づくりや緑化に努めます。

⑤ 公園緑地

担当 ▶ 建設環境課 / まちづくり推進課

- 各地区にやすらぎや憩いのあるポケットパーク等の緑地空間を適切に配置します。
- 町内各公園緑地の適切な維持管理に努めます。

想定される取組

- 地域団体の活動支援

- 定期的な環境パトロール・啓発活動の実施
- 森林環境譲与税を活用した森林の管理・整備

- 定期的な環境パトロール・啓発活動の実施
- 環境汚染に対する適切な対策の実施
- 各家庭における公共下水道への接続の推進

- かんまき笹ゆり回廊を活用したにぎわい創出事業 ▶ [戦略③](#)

- 定期的な緑地の維持管理
- 公園遊具の適切な維持管理
- 滝川における清らかな水辺の創造計画の推進

成果指標

項目	KPI			総合戦略 KPI
	基準値 (R2)		目標値 (R8)	
かんまき笹ゆり回廊整備状況進捗率	47%	↗	100%	3-1-②
公共下水道接続率	96.3%	↗	98.0%	
森林所有者の森林管理・整備に関する意向確認進捗率	0%	↗	50%	

※その他の成果指標はP.100参照

協働アクション

(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民、地域団体、民間事業者は、滝川河川敷の清掃など、地域ぐるみの緑化活動や美化活動に積極的に参加します。
- 町民、地域団体は、公園のより有効な利用について行政に対して積極的に提案します。
- 町民は、公園管理を自主的に行います。
- 町民は、公園遊具の劣化に気づいた場合、行政に情報共有します。

用語解説

※1 「水源かん養」

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させるはたらきのことです。